

「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」を開催

～10月22日（木） 成瀬川交流館にて～

成瀬ダム工事事務所では事業費監理や工程監理の一層の充実を図るために、事業実施状況・進捗状況等について確認を行い第三者の意見を求める機関として、「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」を設置しております。

平成27年度委員会を下記のとおり開催しますのでお知らせいたします。

記

1. 日 時：平成27年10月22日（木）15：00～17：00
2. 開催場所：雄勝郡東成瀬村 東成瀬村役場地域交流センター成瀬川交流館
3. 主 催：成瀬ダム工事事務所
4. 内 容：事業の実施状況報告等
5. 一般及び報道関係者の傍聴について
委員会の傍聴は、議事に入る前までとさせていただきます。
なお、委員会終了後に議事内容について説明させていただきます。
報道機関の取材中は社名腕章等の着用をお願いします。

添付資料：議事次第、委員名簿、会場位置図、傍聴規定

発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・湯沢支局

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所
〒012-0862 湯沢市関口字上寺沢64-2
電話番号：0183-73-4026(代表)

副 所 長 はなかが 花 籠 としゆき 利 行 （内線204）

工務課長 きむら 木 村 ひろひで 博 英 （内線311）

成瀬ダム建設事業マネジメント委員会

日時：平成27年10月22日（木）

15:00～17:00

会場：成瀬川交流館

議 事 次 第

1 開 会

2 主催者 挨拶

3 委員紹介

4 議 事

(1) 平成26年度及び平成27年度の事業実施状況について

(2) コスト縮減について

5 閉 会

委員名簿

委員		氏名	所属
学識者	治水	マツト ヒデオ 松富 英夫	秋田大学工学資源学部 教授
	経済	ヌマクラ マサエ 沼倉 雅枝	有限責任監査法人トーマツ シニアマネージャー
ダム専門家		アベ カズオ 安倍 和雄	国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ長
利水者	上水道	ナカジマ ユウジ 中嶋 勇二	湯沢市 上下水道部長
		ワタナベ ユキノブ 渡部 幸伸	横手市上下水道部 上下水道部次長(兼)水道課長
		イセキ ユキオ 井関 由紀夫	大仙市水道局 上水道課長
	発電	ササキ タカヒロ 佐々木 孝弘	秋田県産業労働部 参事(兼)公営企業課長
秋田県		アブミフジヒロ 鏡 藤広	秋田県建設部 参事(兼)河川砂防課長

会場位置図

至：十文字

十文字駅

至：栗駒スキー場

東成瀬村役場

湯沢市

成瀬ダム工事事務所
(湯沢河川国道事務所)

東成瀬村 地域交流センター
成瀬川交流館

周辺写真(Googleより)



横手方面

拡大図

成瀬川

写真方向

成瀬川交流館

至：栗駒山荘

「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」に関する傍聴規定

1. 「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」は議事を除く会議について公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。